

# 国民スポーツ大会記録情報処理要項

## 1 目的

国民スポーツ大会における競技成績等記録の情報処理を適切に行い、円滑に発表するために国民スポーツ大会開催基準要項第 37 項に基づき、本要項を定める。ただし、冬季大会については本要項の対象としない。

## 2 記録業務

第 1 項に定める目的を達成するための業務全般を記録業務といい、以下の業務を行うものとする。

### (1) 記録本部の設置

開催都道府県実行委員会（以下「開催県実行委員会」という。）は、記録本部を設置する。

### (2) 記録情報の収集

開催県実行委員会は、中央競技団体等と連携し、競技成績等の記録を迅速に各競技会場より記録本部に収集する。

### (3) 記録情報の発表

(a) 開催県実行委員会は、記録情報を次の事項毎に分類し、報道関係機関及びインターネット上に発表する。ア（競技結果のみ）、イ、カ（天皇杯・皇后杯得点のみ）、クについては、携帯電話等でも閲覧可能な形式とする。

ア 競技日程・競技結果

イ 都道府県別競技結果

ウ トーナメント表

エ 決勝記録一覧

オ 新（タイ）記録一覧

カ 総合成績一覧

・ 天皇杯・皇后杯得点

・ 競技別総合成績

・ 競技別種別得点

・ 季別総合成績

キ プログラム訂正・連絡物

ク お知らせ

ケ 翌日の対戦組み合わせ等

コ その他開催県が必要とする事項

(b) 競技結果に関する情報は、原則として競技団体による記録の提供から 30 分程度で発表する。

### (4) 総合成績の算出、帳票作成

開催県実行委員会は、総合成績の算出を行い、次の帳票を作成する。

ア 天皇杯・皇后杯総合得点一覧表 【様式例 1】

イ 男女総合成績（天皇杯得点）一覧表 【様式例 2】

ウ 女子総合成績（皇后杯得点）一覧表 【様式例 3】

エ 男女総合成績（天皇杯参加得点）一覧表 【様式例 4】

オ 女子総合得点（皇后杯参加得点）一覧表 【様式例 5】

カ 競技別男女総合成績一覧表	【様式例 6】
キ 競技別女子総合成績一覧表	【様式例 7】
ク 種目別得点集計表	【様式例 8】

(5) 成果物

- (a) 開催県実行委員会は、第 2 項 (3) - (a) に定める記録情報の成果物を、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）との協議により決められた期間内に日本スポーツ協会へ提出する。
- (b) 開催県実行委員会は、第 2 項 (4) において作成した帳票を、日本スポーツ協会へ速やかに提出する。

(6) 大会終了後の記録の公開

開催都道府県は、日本スポーツ協会との協議に基づき大会終了後一定期間、競技成績等記録の情報をインターネット上に引き続き公開する。

### 3 国民スポーツ大会記録情報処理システムの指定

- (1) 第 1 項に定める目的を達成するためのハードウェア、ソフトウェア及び運用・管理等を含め構築されたものを国民スポーツ大会記録情報処理システム（以下「国スポ記録システム」という。）という。
- (2) 日本スポーツ協会は、開催県実行委員会における記録業務が安定的かつ円滑に行われるよう、外部の第三者に依頼してシステムの評価を行い、その報告を受けて国民スポーツ大会委員会において業績、性能、安定性、経済性等を総合的に判断し、優秀なシステムを国スポ記録システムとして指定する。
- (3) 開催県実行委員会は、日本スポーツ協会が指定した国スポ記録システムを用いて記録業務を行うものとする。
- (4) 国スポ記録システムの指定に関しては、別紙「国民スポーツ大会記録情報処理システムの指定に係る手続きについて」に基づき行うものとする。

### 4 その他

本要項は、必要に応じ国民スポーツ大会委員会にて見直すものとする。

<附則>

- (1) 本要項は、平成 19 年 3 月 7 日に制定、同日より施行する。
- (2) 本要項は、平成 20 年 8 月 27 日に改定、同日より施行する。
- (3) 本要項は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行する。
- (4) 本要項は、平成 30 年 4 月 1 日に改定、同日より施行する。
- (5) 本要項は、令和 4 年 6 月 7 日に改定、同日より施行する。
- (6) 本要項は、令和 6 年 1 月 1 日に改定、同日より施行する。